

津軽こみせ駅 指定管理者募集（申請）要項

黒石市では、津軽こみせ駅（以下「こみせ駅」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

指定管理者として指定を希望する法人、その他の団体は、申請書に事業計画書など必要な書類を添えて、応募してください。

なお、指定管理者は、応募者の中から市長が候補者を選定し、黒石市議会の議決を経て指定します。

1. 対象施設の概要

- （１） 名 称 津軽こみせ駅
- （２） 所 在 地 黒石市大字中町４番地
- （３） 施設沿革等 観光情報の提供、地場産品の展示等を行うことにより市の観光物産の振興を図るとともに、市街地の活性化に資するため、市はこみせ駅を取得し平成２３年度から、指定管理者制度による管理運営を実施しています。
- （４） 施設利用者 令和５年度実績 １１，０５１人
- （５） 施設概要 別紙「津軽こみせ駅指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

2. 指定管理者が行う管理の基準

- （１） 地方自治法、労働基準法その他関係法令及び条例等の規定を遵守すること。
- （２） 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- （３） 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

3. 指定管理者の業務等

（１） 管理の基準

① 開館時間

午前８時１５分から午後５時までとします。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができますが、開館時間数（８時間４５分）を維持してください。

② 休館日

火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）及び１２月２９日から翌年１月３日までを休館日とします。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休館し、又は開館することができます。

（２） 業務の範囲

- ① 条例第３条各号に掲げる事業の実施に関すること。

- ② 利用の許可に関すること。
- ③ 利用の許可の条件に関すること。
- ④ 利用の拒否若しくは許可の取消し又は停止、若しくは制限に関すること。
- ⑤ 許可施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関すること。
- ⑥ こみせ駅の施設等の維持及び修繕に関すること。
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がこみせ駅の管理上必要と認める業務
- ⑧ その他、別紙仕様書に定めるとおり。

4. 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とします。

ただし、市が指定管理者に対して、管理の業務及び経理の状況報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をした場合やこの指示に従わないとき、指定管理者による管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消すことがあります。

※ 指定管理者の指定期間は、黒石市議会の議決を経て決定することとします。

5. 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (2) 黒石市から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (3) 市町村民税、都道府県税、消費税、地方消費税、法人税等を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (6) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定取り消しを受けたことがないこと。（本市の取り消しに限定しない。）
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でない団体であること。
- (8) 県内に本社をもつ法人その他の団体であり、物産品等の販売に詳しく、市街地の活性化を図るための活動を意欲的に行い、施設を安定して管理運営でき、条例の目的を達成できる事業者であること

6. 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者の指定申請書（黒石市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成16年黒石市規則第44号）様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 定款、寄附行為の写しその他これらに相当する書類（法人以外の団体にあっては会則

等)

- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における損益計算書、貸借対照表、財産目録、収支決算書又はその他団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書又はその他団体の業務内容を明らかにする書類
- (7) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (8) 納税証明書
国税及び地方税（市町村民税、都道府県税、消費税、地方消費税、法人税等）について未納がないことの証明書
- (9) 指定管理者選定委員会プレゼンテーション用資料（（１）から（８）までのほか、追加の提案資料がある場合のみ。）
- (10) その他市長が必要と認める書類

7. 管理運営にかかる経費等

- (1) こみせ駅での物産等の売上及び施設利用料金は、指定管理者の収入とします。
- (2) 市は各会計年度、施設の維持・管理運営に要する経費を指定管理者に委託料として支払います。
- (3) 委託料は観光施設の案内、観光情報の収集及び提供、宿泊所や地元物産の紹介、物産品の販売等、こみせ駅の管理運営に要する人件費及び一般管理費の金額とします。申請の際、事業計画及び収支予算を策定してください。
(参考価格) 6,904,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

8. 募集要項の配布

- (1) 配布場所 黒石市商工観光部観光課（黒石市産業会館3階）
〒036-0396 黒石市大字市ノ町11-1
電話 0172-52-2111（内線646）
FAX 0172-53-1839
- (2) 配布期間 令和6年9月26日（木）から10月1日（火）まで
※ 配布時間は午前8時15分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
※ 郵送での配布はいたしません。
※ 電子データの配布を希望する場合は、市ホームページから取得するか、市観光課へ電話でご連絡ください。

9. 現地説明会の実施

現地説明会を、次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名を、令和6年10月2日（水）午後5時までに、市観光課へ電話でご連絡ください。

- (1) 開催日時 令和6年10月3日（木）午前10時から1時間程度
- (2) 開催場所 こみせ駅

10. 申請書の提出場所及び提出期間

- (1) 提出場所 黒石市商工観光部観光課（黒石市産業会3階）
〒036-0396 黒石市大字市ノ町11-1
電話 0172-52-2111（内線646）
FAX 0172-53-1839
- (2) 提出期間 令和6年9月26日（木）から10月8日（火）午後5時まで
※ 持参の場合、午前8時15分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。
※ 提出期間を過ぎた申請は、受け付けません。
※ FAX、電子メールでの提出は、受け付けません。

11. 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和6年9月26日（木）から10月4日（金）まで
- (2) 適宜質問内容を記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。
FAX 0172-53-1839
Eメール kankoushinkou@city.kuroishi.aomori.jp

12. 選定方法

指定管理者選定委員会において、各委員が次の選定事項に沿って、それぞれ審査した評価点の合格点が最も高い申請者を指定管理候補者として選定します。

- (1) 住民の平等な利用の確保
- (2) 施設の効用の最大限の発揮
- (3) 経費の縮減
- (4) 管理を安定して行う人的及び財政的基礎
- (5) その他必要と認める事項

13. 申請に要する経費

申請に要する経費等は全て申請者の負担とします。

14. 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

15. 選定委員会

- (1) 令和6年10月21日（月）に実施する予定です。

- (2) 申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。
- (3) 時間、場所等の詳細については後日連絡します。

1 6. 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

1 7. 指定管理者の決定及び管理業務に係る協定

- (1) 指定管理者は黒石市議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定（基本協定・年度協定）を締結しますが、初年度の年度協定の管理業務に係る指定管理料は参考金額以内となります。
- (3) 指定管理者が協定の締結までに経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実に認められる場合には、指定を取り消し、協定を締結しない場合があります。

1 8. その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じて複写します。（使用は市庁内及び選定委員会での検討に限ります。）
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (4) 指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し、決定するものとします。

1 9. 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 津軽こみせ駅指定管理者仕様書
- (5) 黒石市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例
- (6) 黒石市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- (7) 津軽こみせ駅条例
- (8) 津軽こみせ駅管理運営規則

【問い合わせ先】

黒石市商工観光部観光課まちそだて推進係

電 話 0172-52-2111 内線646

FAX 0172-53-1839

Eメール kankoushinkou@city.kuroishi.aomori.jp